

加領郷小学校閉校跡施設の利活用に係る サウンディング型市場調査実施要領

奈 半 利 町

令和 7 年 3 月

1 調査の名称

加領郷小学校閉校跡施設の利活用に係るサウンディング型市場調査

2 調査の対象

加領郷小学校閉校跡施設（高知県安芸郡奈半利町甲 61 番地 1）

3 調査の背景と目的

加領郷小学校閉校跡施設の利活用については、令和 2 年 12 月 4 日に加領郷小学校閉校跡施設利活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）が発足し、アンケート調査や住民懇談会による意見交換等を重ね、令和 6 年 11 月 7 日に利活用に関する基本方針が策定されました。また、基本方針やこれまで要望や意見としてあがっていた「災害発生時に避難できる場所としてもらいたい。」、「子どもたちの受け入れ施設」、「移住・定住を促進する拠点」、「高齢者の交流の場」、「体験型観光交流施設」、「宿泊施設」などを反映させた利活用案について令和 6 年 12 月 4 日に加領郷地区自主防災組織と協議、令和 7 年 1 月 14 日に住民懇談会を開催し意見交換等最終的な合意形成を行い、加領郷小学校閉校跡施設を地域の活性化に繋げる施設として整備（改修）する方向となりました。

整備後の施設においては、地域の特性を活かした活動を実施し交流人口の増加や地域産品の価値向上を目指し、地域のにぎわいを創出する事業を計画しているところです。

今回実施するサウンディング型市場調査は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づく民間事業者への公共施設等運営権の設定による管理運営（コンセッション方式）を検討しており、当該施設の利活用の意思がある事業者の有無や、本町が現在計画している利活用案についての事業展開や展望などについて、広く意見や提案を求めるために実施するものです。

4 利活用に関する基本方針

（1）地域に貢献し、地域活力を向上させること

加領郷小学校は、加領郷地域の貴重な財産かつ象徴となる建物であることから、地域との連携、地域の活性化、地域コミュニティの形成などが図られ、持続可能な活力のある地域づくりに貢献できるものであること。

また、地域防災機能の強化に資するものであること。

（2）地域特性に配慮し、周辺環境を損なわないこと

加領郷地域は、漁業及び農業などが主な産業であり、漁港周辺を中心とした集落と山間部に点在する集落から成り立ち、豊かな自然環境にも恵まれており、利活用に伴い、騒音や悪臭、過大な交通の負荷などによる生活公害が発生しないように、住民の生活環境の保全に十分に配慮し、地域に悪影響をもたらさないこと。

5 利活用案

別添の利活用案参照

6 調査のスケジュール

- ①実施要領の公表 : 令和 7 年 3 月 3 日
- ②参加希望の受付 : 令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- ③現地見学及び対話式調査 : 令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

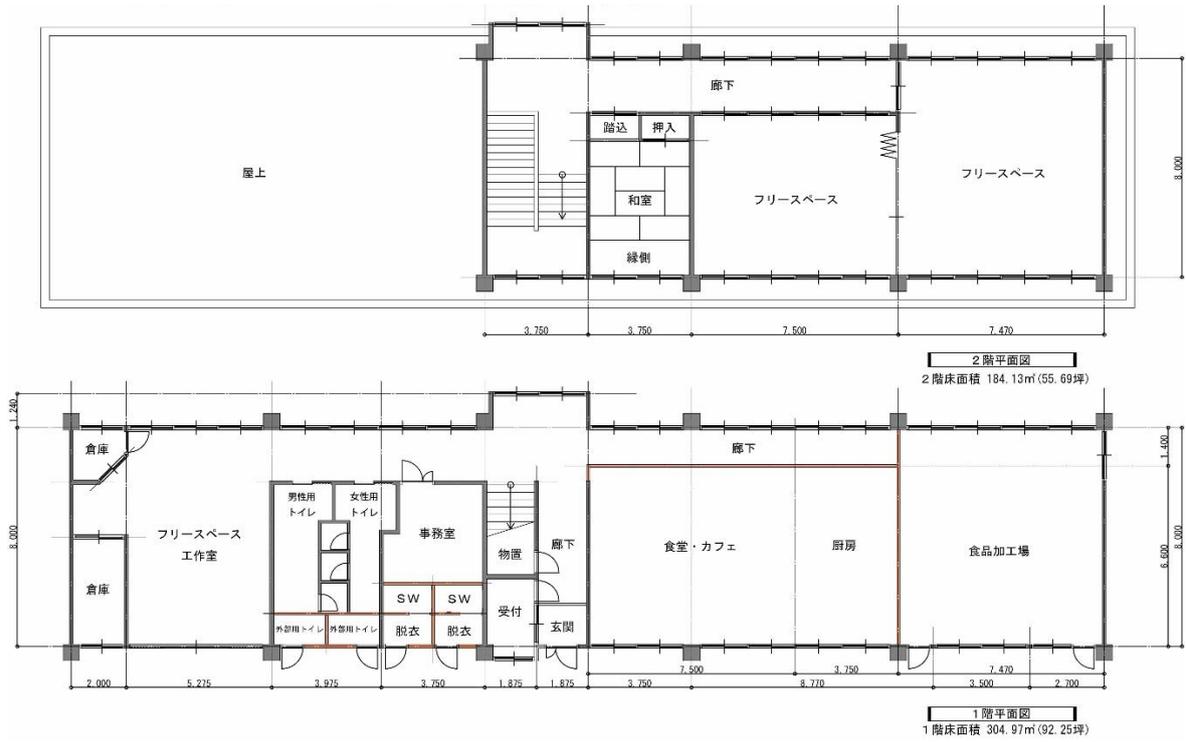
7 対象施設の基本情報

名称	加領郷小学校閉校跡施設
所在地	高知県安芸郡奈半利町甲 61 番地 1
敷地面積	6,042 m ²
床面積	宿泊棟：445 m ² 複合棟：489 m ² 体育館：419 m ²
構造等	宿泊棟：RC造2階建 複合棟：RC造2階建 体育館：S造
建築年	宿泊棟：1977年（特別教室棟）、1980年（教室棟） 複合棟：1987年 体育館：1979年
施設の概要	宿泊棟に整備予定の特別教室棟及び教室棟は、耐震改修を実施しています。また、学校単位・クラス単位での受け入れが可能となるように、50名程度が宿泊できる規模を想定しています。 複合棟に整備予定の校舎は、体験活動や会議が行えるようなスペースや食堂・カフェスペース、農産物等の加工場スペースを整備する計画です。 体育館は、耐震改修を実施しています。

①施設全体



③複合棟



④体育館



8 スケジュール

実施要領の公表	令和7年3月3日
参加申込期間 (エントリーシートの提出)	令和7年3月3日から令和7年3月21日
現地見学会・対話式調査期間	令和7年3月5日から令和7年3月31日 (個別の事業者毎に実施)
実施結果の公表	令和7年4月

9 サウンディングの対象者

この調査に参加できる事業者は、加領郷小学校閉校跡施設の当町の利活用案の内容を理解し、当該施設を利活用する意思を有する法人、各種団体等とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者
- ④奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤町税等を滞納している者
- ⑥法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

10 サウンディングの内容

- ①別添の利活用案について
- ②管理・運営方法について
- ③その他

11 参加の受付

この調査に参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。

- ①申込受付期間：令和7年3月3日から令和7年3月21日まで
- ②申込先：奈半利町 地方創生課
E-mail：chihousei@town.nahari.kochi.jp

12 サウンディングの日時及び場所の連絡

エントリーシートに記入していただいた担当者様あてに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

なお、この調査は参加いただいた事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

13 サウンディング結果の公表

この調査の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

14 その他

この調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

15 連絡先

〒781-6402

高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1

奈半利町 地方創生課

TEL : 0887-38-7775 FAX : 0887-38-7788

E-mail : chihouseusei@town.nahari.kochi.jp